

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第3号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第10条の4 初任給調整手当、地域手当及び特地勤務手当（条例第11条の3の規定による手当を含む。）は、給料の支給方法に準じて支給する。</p>	<p>第10条の4 初任給調整手当、地域手当及び特地勤務手当（条例第11条の3の規定による手当を含む。<u>第32条において同じ。</u>）は、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>第9節 <u>条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与</u></p> <p>第29条 <u>給与期間の中途において、条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第9条の2第1項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例附則第5項各号（第3号及び第4号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</u></p> <p>第30条 <u>減額支給対象職員のうち、第27条各号に掲げる職員について、条例附則第7項及び職員の育児休業等に関する条例附則第4項の規定により読み替えられた条例附則第5項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>第31条 <u>第5条の2の規定は、条例附則第9項の人事委員会で定めるものについて準用する。</u></p> <p>第32条 <u>職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項の人事委員会規</u></p>

則で定める手当は、特地勤務手当とし、同条例附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項の人事委員会規則で定める額は、特地勤務手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）第5条の2及び第5条の3に規定する減額支給対象職員の特地勤務手当の月額の算定の例に準じて人事委員会の定めるところにより算定した額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。